平成２２年（フ）第３４０２号
北海道恵庭市柏木町378番地の31
債務者　今木波穂美
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４９２号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番２―707号
債務者　高橋　政明
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５２３号
札幌市手稲区曙３条３丁目３番９号
債務者　原　　辰也
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５４４号
札幌市北区北27条西16丁目５番３号
債務者　佐藤　一秋
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５５５号
札幌市南区澄川４条10丁目２番15号
債務者　谷川　隆子（旧姓入井）
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５８０号
札幌市南区澄川２条４丁目３番13号　ヴィラビアンカ澄川206号
債務者　辻　　靖子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５８８号
北海道石狩郡当別町弥生6564番地48
債務者　森　　綾（旧姓最上）
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５９１号
札幌市東区北12条東９丁目１番21号　12条ふしこハイツ６号、住民票上の住所札幌市東区北12条東９丁目１番２―1405号
債務者　藤本　由香
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５９９号
札幌市西区琴似４条６丁目５番26―206号
債務者　和歌山由美
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６０６号
北海道江別市大麻南樹町３番地　Ｂ８―207
債務者　竹森　澄子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６４４号
札幌市西区西野３条６丁目７番７号　シャンクラッセ101号
債務者　松澤　大和
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６４８号
札幌市厚別区厚別中央１条４丁目１番19―403号
債務者　佐藤ひかり
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６５１号
札幌市中央区大通西26丁目１番21―210号
債務者　山内　朗裕
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６６８号
札幌市清田区清田２条２丁目14番45―201号
債務者　福川　章彦
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６６９号
札幌市清田区清田２条２丁目14番45―201号
債務者　福川　優子（旧姓大山・植村）
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６７９号
札幌市豊平区平岸４条16丁目１番15号　ハイデンス平岸416―120
債務者　渡邊　政弘
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６８０号
札幌市豊平区平岸４条16丁目１番15号　ハイデンス平岸416―120
債務者　渡邊　登浪
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部